

## 千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱

平成 26 年 12 月 11 日

千曲市教育委員会告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 25 年千曲市条例第 28 号。以下「条例」という。）に基づき、千曲市伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内の建築物、工作物（以下「建築物等」という。）及び土地の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）が条例第 3 条に規定する保存計画に定める基準に基づき建築物等の修理、修景等を行う場合に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金交付規則（平成 24 年千曲市規則第 38 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修理 保存地区内の条例第 2 条第 1 項で規定する伝統的建造物群を構成している建築物及び工作物（以下「伝統的建造物」という。）の特性を維持するために必要な、条例第 3 条に規定する保存計画（以下「保存計画」という。）に定める修理基準に基づく増築、改築、移転、修繕及び模様替えをいう。
- (2) 修景 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物等の外観を整備するために必要な、保存計画に定める修景基準に基づく新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替えをいう。
- (3) 復旧 伝統的建造物と一体をなす環境を保存するために必要と認められる生垣、樹木等の物件（以下「環境物件」という。）を維持管理するために必要な、保存計画に定める修理基準による現状に復する行為をいう。
- (4) 管理 保存地区の維持管理のために必要な、防災設備、標識等の設備を配置する行為をいう。
- (5) 外観 通常遠望できる屋根、外壁、軒回り及び外部に面する建具等。ただし、修理における屋根及び外壁にあつては、これらと密接な関係を有する基礎、土台、柱、梁等の主たる構造物及び下地を含み、修景における屋根及び外壁にあつては下地を含むものとする。
- (6) 構造耐力上主要な部分 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号の構造耐力上主要な部分をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、保存地区内の建築物等の所有者等で、保存計画に基づき建築物等及び環境物件の修理、修景、復旧及び管理を行おうとするものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助事業の種類、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の経費に対する国、県その他団体からの補助金、寄附金、保険金等がある場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 建築物等の所有者等は、補助金の交付を申請しようとするときは、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 千曲市伝統的建造物群保存事業収支内訳書(予定)

(2) 工事図面(位置図、配置図及び設計図)

(3) 仕様書及び見積書

(4) 現況写真(カラー)

(5) 建築物等の所有者等であることを証する書類及び申請者が管理責任者の場合は所有者の承諾書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ千曲市伝統的建造物群保存事業変更承認申請書(様式第3号)に変更内容を示す書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、千曲市伝統的建造物群保存事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、直ちに千曲市伝統的建造物群保存事業遅延理由書(様式第5号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金交付決定額の変更)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、保存事業が完了したときは、千曲市伝統的建造物群保存事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施工事図面(位置図、配置図及び設計図)
- (2) 完成写真(カラー)
- (3) 千曲市伝統的建造物群保存事業保存事業収支精算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、必要に応じて現地調査等により確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び確認の結果補助金を交付することが適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは期限を定めてその返還を命じるものとする。

（現状変更の制限）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となった建築物等及び環境物件について、市長の承認を受けずに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 補助対象事業として効用の増加した財産部分の現状変更行為
- (2) 補助対象事業となった建築物等及び環境物件の外観部分の全部又は一部を道路等から望見できなくする塀その他の遮蔽物の設置
- (3) 補助対象事業として補助金の交付を受けた建築物等及び環境物件の譲渡又は交換

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 12 月 11 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

別 表 (第 4 条関係)

種類	補助対象経費		種別	補助率	限度額
修理	伝統的建築物	修理基準に基づき増築、改築、移転、修繕及び模様替えを行う際に要する経費のうち外観部分に係る経費(保存のために必要と認められる、構造耐力上主要な部分の修繕及び補強に係る経費を含む。)	主屋 土蔵	80%以内	800 万円
			附属屋、長屋 及び社寺		300 万円
			門塀等の工 作物		200 万円
修景	伝統的建築物以外の建築物	修景基準に基づき新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替えを行う際に要する経費のうち外観部分に係る経費	主屋 土蔵	60%以内	500 万円
			附属屋、長屋 及び社寺		150 万円
			門塀等の工 作物		100 万円
復旧	環境物件を修理基準に基づき復旧する際に要する経費			50%以内	50 万円
管理	保存地区の保存のため、特に必要な設備等の配置に要する経費			50%以内	100 万円

備考 補助対象経費には、設計及び監理に要する費用を含むことができる。

年 月 日

千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付申請書

(宛先)

千 曲 市 長

申請者 住 所  
氏 名

印

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので、千曲市  
伝統的建造物群保存事業補助交付要綱第5条及び千曲市補助金交付規則の規  
定により関係書類を添えて申請します。

建造物の所在地			
現状変更行為 許可指令番号		伝建番号	
補助事業の種類	修理 ・ 修景 ・ 復旧 ・ 管理		
補助事業の内容 (修理などの概要)			
補助事業の実施期間	年 月 日～		年 月 日
補助対象経費			
補助金の申請額			

添 付 書 類

- (1) 千曲市伝統的建造物群保存事業収支内訳書 (予定)
- (2) 工事図面(位置図、配置図及び設計図)
- (3) 仕様書及び見積書
- (4) 現況写真(カラー)
- (5) 建築物等の所有者等であることを証する書類及び申請者が管理責任者の場合は所有者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

千曲市伝統的建造物群保存事業収支内訳書（予定）

1. 支出予定

（単位：円）

補助事業の内容 (修理などの概要)	支出予定額	備 考
計		

2. 上記に係る資金の内訳（予定額）

（単位：円）

区 分	予定額	備 考
自己資金 (自己借入金を含む)		
(この補助金) 千曲市伝統的建造物保存事業 補助金		
上記以外の補助金・交付金がある場合 名称 ( )		
計		

第 号  
年 月 日

千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書

様

千曲市長

印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

建造物の所在地			
現状変更行為 許可指令番号		伝建番号	
補助事業の目的及び 内容			
補助金の額			
補助事業の着手及び 完了予定年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
条 件	<p>(1)この補助金は、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金として交付するものであり、他へ流用してはならない。</p> <p>(2) 事業を予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告して指示を受けなければならない。</p> <p>(3)事業の内容、経費の配分等の変更又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。</p> <p>(4)事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>(5) 補助金等の経理について必要がある場合は、立入調査を行うことができる。</p> <p>(6)調査の結果、不相当と認められたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。</p>		

年 月 日

千曲市伝統的建造物群保存事業変更承認申請書

(宛先)

千 曲 市 長

申請者住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業の実施について下記のとおり変更したいので千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて変更を申請します。

1 変更等の概要

建造物の所在地	
補助金交付決定 通知者番号	
変更等の内容	
変更の理由	
変更予定年月日	

2 補助金申請額等の変更

	変更前	変更後
補助対象経費		
補助金の申請額		

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

中止  
千曲市伝統的建造物群保存事業 申請書  
廃止

(宛先)

千 曲 市 長

申請者 住 所  
氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付通知のあった補助事業の実施について下記の理由により中止・廃止したいので千曲市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱第7条により申請します。

建造物の所在地			
現状変更行為 許可指令番号		伝建番号	
中止(廃止)理由			

添付書類

その他市長が必要と認める書類

年 月 日

千曲市伝統的建造物群保存事業遅延理由書

(宛先)

千 曲 市 長

申請者 住 所  
氏 名

印

年 月 日付け 第 号の千曲市伝統的建造物群保存事業が、下記理由にて遅延しましたので報告します。

建造物の所在地			
現状変更行為 許可指令番号		伝建番号	
遅延理由			

年 月 日

千曲市伝統的建造物群保存事業補助金等交付決定変更通知書

様

千曲市長

印

年 月 日付で申請のあった補助対象事業の変更について、承認し、補助金の交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 変更等の概要

建造物の所在地	
補助金交付決定 通知者番号	
変更等の内容	

2 補助金額等の変更

	変更前	変更後
補助対象経費		
補助金の額		
特記事項		

年 月 日

千曲市伝統的建造物群保存事業実績報告書

(宛先)

千 曲 市 長

申請者 住 所  
氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業が完了したので、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

建造物の所在地			
現状変更行為 許可指令番号		伝建番号	
補助金交付決定 通知書番号			
補助事業の実施期間			
補助金の交付決定額 及び精算額	交付決定額		円
	決 算 額		円
	不 用 額		円
補助事業の内容  (修理などの概要)			

添 付 書 類

- (1) 竣工工事図面(位置図、配置図及び設計図)
- (2) 工事完成写真(カラー)
- (3) 千曲市伝統的建造物群保存事業収支精算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

千曲市伝統的建造物群保存事業保存事業収支精算書

1. 支出額

(単位：円)

補助事業の内容 (修理などの概要)	支出予定額	実績額	増減	備考
計				

2. 上記に係る資金の内訳 (確定額)

(単位：円)

区 分	収入予定額	実績額	増減	備考
自己資金 (自己借入金を含む)				
(この補助金) 千曲市伝統的建造物群 保存事業補助金				
上記以外の補助金・交付金 がある場合 名称 ( )				
計				

第 号  
年 月 日

千曲市伝統的建造物群保存事業補助金確定通知書

様

千曲市長

印

年 月 日付けで提出のありました実績報告書を審査した結果、  
年度千曲市伝統的建造物群保存事業補助金について、下記のとおり確  
定したので通知します。

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |

年 月 日

千曲市伝統的建造物群保存事業補助金交付請求書

(宛先)

千 曲 市 長

申請者 住 所  
氏 名

印

年 月 日付け 第 号で千曲市伝統的建造物群保存事業補助金確定通知書に記載された補助金について、千曲市伝統的建造物群保存事業補助金要綱第 11 条により、交付されたく下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額

円

補助金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			